

平成 29 年度 第 4 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会
<議事録>

日 時：平成 30 年 2 月 14 日（水）19 時
場 所：帯広市役所 10 階 第 5A 会議室

（会議次第）

1. 開 会
2. 会 議
 - （1）平成 29 年度第 3 回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認
 - （2）前回の合同部会における意見に対する対応について
 - （3）第五期帯広市障害福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について
 - （4）その他
3. 帯広市挨拶
4. 閉 会

（委員・専門員）

○出席（15 名）

（障害者支援部会 7 名）

細川委員、田中委員、鈴木委員、松下委員、山本専門委員、白木専門委員、坂村専門委員

（児童育成部会 8 名）

村上委員、真井委員、成田委員、山口委員、伊賀専門委員、中岡専門委員、佐藤専門委員、
宮崎専門委員

○欠席（5 名）

（障害者支援部会 3 名）

畑中委員、眞田専門委員、丸山専門委員

（児童育成部会 2 名）

松田委員、鈴木専門委員

（事務局）

○障害福祉課

稲葉障害福祉課長、山本知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司、尾上計画推進係長、
小室計画推進係主任

○子育て支援課

須永子育て支援課長、佐藤課長補佐

(議事録)

1. 開 会

○事務局

皆様、お晩でございます。定刻になりましたので平成 29 年度第 4 回障害者支援部会・児童育成部会合同部会を開催させていただきます。

本日は、障害者支援部会の畑中委員、丸山専門委員から、児童育成部会の松田委員から、事前に欠席の連絡をいただいております。この他、宮崎専門委員から遅れるという連絡をいただいております。まだ、眞田委員と鈴木専門委員がお見えでないということで、委員・専門委員 20 名中、14 名に出席いただいておりますことから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

会議に入る前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいた資料として、

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 第 3 回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会 議事録
- ・ 資料 2 第五期帯広市障害福祉計画（案）

を送付させていただいております。

本日、配付資料といたしまして、

- ・ パブリックコメント意見募集の結果公表（案）

を本日机上に配付させていただいておりますが、ございますでしょうか。

それでは会議に入りたいと思います。細川部会長、議事の進行をお願いします。

2. 会 議

○部会長

皆様、お晩でございます。お忙しいところありがとうございます。

皆様の協力をもって会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議題の（１）「平成 29 年度第 3 回 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の議事録確認」について、でございます。昨年 12 月 26 日に行われた会議の議事録をご確認いただいた結果をお聴きしたいと思います。

この議事録はこの場でご確認いただいた後、公開される予定となっておりますが、議事録に関しまして、訂正箇所、ご質問、ご意見などはございませんか。

<質問、意見等なし>

よろしいでしょうか。それでは本件については、資料1のとおり確認し、このとおり公開させていただきます。

次に、(2)「前回の合同部会における意見に対する対応について」を議題とします。事務局よりご説明願います。

○事務局

12月26日の合同部会で、「障害のある方の家族が犠牲にならないように、“家族の尊厳”を項目として計画に加えてはどうか」というご意見をいただきました。

障害のある人の家族の相談を障害者相談支援事業所やこども発達相談室で受けていますが、その相談の中で、家族が介護や見守りのために就労できない、自分の病気の治療が後回しになる、自分の時間が持てないなど負担が大きいとの相談があります。また、兄弟児にとっても、日常的に自分より障害のある子のことが優先されることで心理的ストレスを感じているという相談もあります。そういった方々に向けて、家族の休息や時間確保のために、障害のある人を一時的に預かる短期入所や日中一時支援を利用いただいているところです。

計画(案)の22ページ下段をご覧ください。「家族の尊厳」を守るために、重点項目の2)相談支援体制の充実を掲げ、23ページの上段では、「①本人も家族も安心して暮らせるための相談支援体制の充実」を目指して、具体的に記載しております。

本人や家族が望む生活に向けて、相談支援専門員が家族の休息や就労支援等必要な支援を利用計画に反映させる「寄り添い」を今後も進めるほか、こども発達相談室でも重症心身障害児のコーディネートを行うなど相談しやすい体制に取り組むことから、障害のある人もその家族も、その人が希望する暮らしや意欲に応じた生活など、その人らしい生活を送ることができるよう、相談支援体制を充実していきます。

直接的に「家族の尊厳」という言葉は使用していませんが、そこに計画の重点を置いて、対応していく考えであります。説明は以上です。

○部会長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問、ご意見等はございますか。

○委員

ただいまの説明でよく分かりました。ありがとうございました。

○部会長

他の委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<質問、意見等なし>

それでは本件につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、(3)「第五期帯広市障害福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局

パブリックコメントの募集期間は1月16日から2月14日までの30日間実施しているところです。本日の午後11時59分まで募集の時間が残っておりますので、現段階までの結果公表（案）というものでございます。会議の後にメールやファクスが届いたら日付が変わるまでは受け付けるということになります。現段階でご意見をいただいておりますのが8件、4名からご意見をいただいております。意見の取扱いの内訳としましては、案を修正するものとして1件、既に案に盛り込んでいるものとして4件、今後の参考とするものとして1件、意見として伺ったものが2件となっています。意見の受け取り方法ですが、ご持参によるものが2名、ファクスによるものが2名となっています。それではご意見の内容につきまして順次説明させていただきます。

1件目について、「地域移行を進めるためには障がいの特性にあわせた手厚い支援が必要。現状では特に生活の場であるグループホームの整備に力を入れてほしい。」というご意見でございます。これにつきましては、計画原案の27ページをご覧ください。下段の3) 居住系サービスがございますけれど、上から自立生活援助、共同生活援助とあり、共同生活援助がグループホームとなりますけれど、ご覧のとおり計画の見込み量を立ててございます。計画原案28ページの中段、5-2の1) サービス提供基盤の整備について記載しておりますが、自立生活援助やグループホームなどのサービス提供の基盤の整備を図りますということで記載してございますので、【既記載】という取扱いで整理しております。

2件目について、「地域生活を進めるためにはサービスの量だけではなく質が大事。各関係機関と連携を密にとり、事業者の質を高めるための研修などの指導をしてほしい。」というご意見でございます。こちらはただいま説明させていただきました、計画原案28ページの中段、5-2の1) と同じように地域に必要とされるサービス提供の基盤の整備を図り、支援に関わる人材の確保、サービスの質の向上について、北海道及び関係機関と連携して取り組みますと記載してございますので、こちらも【既記載】という取扱いで整理しております。

次のページにまいりまして、「障がいの理解を広める意味でヘルプマークの普及に力を入れてほしい。広く市民の皆様に理解をしてもらうことと希望する対象者にいきわたるよう

な配慮をしてほしい。」というご意見でございます。これにつきましては、原案を【修正】していきたいと考えております。配付資料の3枚目として、計画原案の31ページ目を修正する部分を表示しておりますが、ヘルプマークにつきましては、昨年11月30日開催の第2回合同部会において説明させていただいております。この普及につきましては障害者理解をすすめるうえで有効な手段の一つとして認識しており、本市でも北海道と連携して普及に向けた取り組みを開始しております。計画原案の31ページの修正部分として示してございますが、7-1の1) 必須事業において【理解促進研修・啓発事業】を行うこととしております。ここに「パネル展やヘルプマーク・ヘルプカードの普及などの啓発活動を行います。」と追記をいたしまして、修正をしていきたいと考えております。

配付資料2ページ目に戻りまして、上から2番目「障害や発達に心配のある子どもをサポートする障害児通所支援事業所が増え、親子にとってうれしい体制が整いつつあるが、子どもの特性や障害、支援方法などの理解度が高い事業所が少ないように感じる。子どものための事業所になっていかないのではと心配なので、事業所の質を高めるための体制を整えてほしい。」というご意見でございます。これにつきましては、計画原案の30ページをご覧ください。こちらは障害児通所支援に係る第6章でございますが、6-2の1)に子どもに応じた効果的な支援を提供するために、サービスの提供に係る人材の育成について、北海道及び関係機関と連携して取り組みますと記載してございますので、【既記載】という取扱いで整理しております。

続いて3番目に「別の場所に移設することで、機能すると思う地域活動支援センターがある。」というご意見でございます。この記載だけでは分かりづらいと思われる方がいらっしゃるかと思いますが、ご意見の提出は住所・氏名を記載したうえで応募いただくことが原則となっており、提出された方につきましては精神障害のある方で、精神障害に対応した地域活動支援センターに通われていますが、場所がよろしくないということでご意見をいただいたものです。これにつきましては、【その他】という区分で、センターの設置等については、利用ニーズや利用実態のほか、事業者の運営体制等を踏まえて考慮する必要があるため、ご意見として伺わせていただきますという取扱いで整理しております。

次に「意思疎通支援事業について、ALS等で使用するPCの機種選定や使用説明、アフターフォローまでサポートが必要である。また、体の動かない当事者の意思伝達は支援者の理解が必要である。問題が発生した時に一部の自治体で支援者に対して報酬を払う制度があり、帯広市でも同様の事業を実施してほしい。」というご意見でございます。これにつきましては、ALS等難病を患う方の意思疎通支援は、日常生活を営むうえで必要であり、ご意見として伺わせていただきますということで、【その他】として取扱いの整理しております。

次に下から2番目、「災害時の障害者に対する支援及び重度心身障害児者の避難場所までの移動手段について、停電時に人工呼吸器などに電源を供給する発電機や停電時でも使用できる足踏みサクシオンを日常生活用具等で給付したり、災害時に車椅子避難を容易にす

るアイテムの導入について検討してほしい。」というご意見でございます。これにつきましては、災害時の障害者に対する支援は、大変重要なことと認識しており、災害時を想定した日常生活用具等による給付など、災害時の支援のあり方について検討する際の参考とさせていただきますとして、【参考】として取扱う整理をしております。

最後の「医療的ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の確保について、ヘルパーが吸引、経管栄養を行うには「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修」の受講が必要だが、帯広の開催は2～3年に一度と少なく増やしてほしい。また、事業所等に制度や研修などの情報発信や関係者のつながりなどが必要である。」というご意見でございます。これにつきましては、計画原案の20ページをご覧ください。課題4に記載しておりますとおり、医療的ケアを必要とする障害のある人に対する支援体制の整備が課題であると掲げていること、計画原案28ページと30ページにそれぞれ障害者と障害児の支援におけるサービス提供の基盤の整備を図ること、サービス提供体制に係る人材育成について北海道及び関係機関と連携して取り組めますと記載しており、こちらで対応していることから、【既記載】として取扱う整理をしております。パブリックコメントの結果報告に関する説明は以上でございます。

○部会長

ただいまの説明につきまして、皆様からご意見、お考え、ご質問などがございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

ひとつお伺いしたいのですが、介護職員等による吸引の実施に係る研修というものは行政が実施するものですか。病院団体や介護団体などが実施するものですか。

○事務局

障害児をお預かりする事業所で看護師が配置されていればヘルパーが吸引を行う必要はありません。ヘルパーの登録業務は北海道が行っており、研修を受けて北海道に登録をすれば吸引を行って良いという制度になっています。

○部会長

研修の主催はどこになりますか。

○事務局

北海道が実施しています。

○部会長

高齢者の介護施設でも職員が吸引を行うための研修がありますよね。それと同じものということですか。

○事務局

そうです。

○部会長

いかがでしょうか。皆様からご意見等ございますか。

○委員

書きぶりで行政用語なのか、行政記述というものかもしれませんが、帯広市の考え方として「ご意見として伺わせていただきます。」「参考とさせていただきます。」と書いているものは、具体的にはこの後どういうふうに展開していかれるのか。

○事務局

この後、情報収集をしたり、研究したり、場合によっては対応できることがあります、この計画の中に直接盛り込むような内容のものではないため、計画とは別に調査研究をして対応をしていくという扱いのものになります。

たとえば災害時の支援として、停電時に人工呼吸器を動かすための発電機については、日常生活用具として給付するのは難しいが、ほかの事業では用意できる可能性がある補助事業があるので、それによって導入できれば対応していきますし、いますぐに回答ができないものですが、参考として研究していくという扱いでございます。

○部会長

ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

<意見等なし>

ほかになければ、本件につきましては以上で終わらせていただきます。

(4)「その他」でございます。事務局から何かあればお願いします。

○事務局

今後の日程などについてご説明させていただきます。

この計画案につきましては、明日2月15日の厚生委員会に提出し、成案とする予定でございます。なお、冒頭に申し上げましたとおり、計画原案への意見の聴取は本日の日付が変わる直前までファクスとメールで受け付けておりますので、この会議後にもしご提出があれば、この場でご説明したものに追加するものもありますが、明日成案としていく予定でございます。

また計画の完成版につきましては、成案となってから印刷を発注しますので、皆様のお手元へ郵送させていただくのは4月に入ってからということになります。なお、本日の議事録は計画の完成版の送付の際に同封させていただきますので、書面で確認をさせていただきます。

計画案の36ページをご覧ください。第8章 計画の推進体制として「合同部会において本計画の（中略）進捗状況の評価を行いながら、本計画の推進を図ります。」と記載しております。計画期間の初年度である平成30年度の評価につきましては平成31年度に入りましての作業となりますので、時期が近づきましたら改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○部会長

ただいまの説明を含めまして、今回の会議で皆様方から何かございましたらお願いします。

<意見等なし>

よろしいでしょうか。なければ以上で本日のすべての議題を終わります。お疲れ様でした。

3. 帯広市挨拶

○事務局

皆様お疲れ様でした。それではここで、こども未来部長の池原より、お礼のご挨拶を申し上げます。

○池原部長

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

第五期帯広市障害福祉計画策定に当たりまして、障害者支援部会、そして児童育成部会の皆様には、これまで4回にわたりご議論をいただき、本市の障害児、障害者の福祉向上に向けて活発なご意見をいただきましたことに、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

このたびの計画の中でも基本方針として掲げております、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指すことは、障害の有無に関わらず、すべての市民が願うところであり、お互いに思い合い、認め合い、励まし合う、そういう街に向かうことだと思っておりますのでございます。

障害福祉の分野は、障害の状況や年齢に合わせて様々な支援があります。専門化されてきておりますが、皆様にご検討いただきました障害福祉計画の基本方針のもと、今後議会等においてのご意見をいただきまして、平成30年度から取り組みをすすめてまいりますので、今後ともよろしくご意見申し上げます。誠にありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局

以上をもちまして、本日の合同部会を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。